

「平成24年度第5回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成25年3月26日（火） 15:00～15:35

II 場 所 熊本市役所14階大ホール

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「（仮称）NTTAP南熊本複合店舗」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から、届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明した後、協議を行った。

1 「（仮称）NTTAP南熊本複合店舗」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
 - ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 店舗規模や立地周辺の交通事情等から、店舗出入口における歩行者等と車両の交錯や敷地周辺歩道の混雑が十分予見されることから、出入口には交通整理員を常時配置するなど、周辺歩道を含む歩行者等利用者の安全確保に努めること。
 - (3) 敷地境界線上c地点において、来客車両走行音に係る夜間の騒音レベル最大値の予測結果が騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、必要に応じて基準以下になるよう適切な騒音対策を講じるとともに、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
 - (4) 緑化目標に基づき敷地面積の20%以上を緑化するよう努めること。
 - (5) 屋外照明や広告塔照明の設置については、周辺住居等に光害が発生しないよう照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

- (6) 平成24年10月9日付けで春竹校区自治会連合会長・春竹校区まちづくり委員会会長と締結した協定書の内容を遵守すること。
- (7) 仮称としている店舗名称並びに未定となっている小売業者については、開店後速やかに大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出を行うこと。
- (8) 「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

- 当課は、資料5頁7において、「早朝における、荷捌き施設や廃棄物保管施設から発生する作業音により、店舗周辺的生活環境が損なわれることがないよう、対策に万全を期してください」と指摘している。12頁の資料4を確認いただきたい。懸念しているのは、敷地北側のA地点とB地点のところで、荷さばき施設、廃棄物の集積所があるため、特に早朝の6時から7時くらいの中に、荷さばきであったり、時間の明記は無かったと思うが廃棄物の収集運搬等があるため、北側の住宅に対して騒音の苦情発生の恐れがあるということで、指摘をしたところ。留意事項(3)に関しては、敷地南側のc地点の来客車両走行音についての記載となっており、私どもの意図するところと若干違うところがある。(植木委員：環境政策課)

→敷地南側のc地点の来客車両走行音に関するに加え、早朝における荷捌き施設や廃棄物保管施設から発生する作業音について、北側住宅へ配慮していただけるよう、留意事項に反映させたい。(事務局)

- 資料6頁9の緑化面積について、設置者の回答で「緑化面積については緑保全課と協議の上、計画しております」と記載されているが、実際は緑化計画よりもっと少なくなっている状況である。私としては、努力してほしいということ、そして、実現不可能な場合には、代替処置として、グラスパーキングや森林オフセットなどを講じることを期待すると書いている。留意事項(4)には、緑化目標に基づき敷地面積の20%以上を緑化するよう努めることと書いてあるが、これだけで実効性がありますかね。もう少し実効性のあるような、例えば緑の羽募金に寄付することで森林オフセットをすとか、そういうことなどをして、逆に言えば、店はそれを宣伝すればいい、我々は森林の保護に協力していますなど。もう少し実効性のあるようなことを、市の留意事項として付け加えていただきたい。(内野委員：熊本大学名誉教授)

→敷地面積が9,000㎡以上の場合は、20%以上の緑地をお願いしているところであるが、これについては法的な強制力はないことから、少しでも多く、より20%に近い緑地をお願いしますというところで、事業所をお願いしているところ。(吉本委員：緑保全課長)

→緑化目標を達成していただけない案件が続いているが、私どもとしては、事前協議等早い段階から緑化計画を考えていただくよう求めているところであり、今後も緑化目標を達成していただけるよう求めていく。ご指摘いただきました代替処置として、グラスパーキングや森林オフセットなどの具体的な取組みについても、

留意事項(4)の中に反映させたい。(事務局)

→現在、緑化は芝生でも構わないという状況になっており、中高木の計画を一切してこないというのが現実。実際どうなっているかという、芝生は植えたら植えっぱなしで何の維持管理もしないため、芝生は枯れて雑草が生えている状態。それが緑化なのかというところとちょっと違う。例えば、東京都の品川区で作っている緑化の手引きでいうと、完了届まで出させているため、計画通り緑化したかどうか、写真による検査をしている。内容は、道路の接道の長さに対して中高木を何本植えなさい、緑地の幅を何m以上取りなさいなど、具体的な数字が上がっている。なかなか簡単にはいかないだろうが、300㎡以上の敷地に対して全て出させている。東京では300㎡でもかなり高い土地の値になるため、そういうことが発生しているだろうと思う。景観の方で中高木を計画してくださいと言っても、緑保全課との協議で終わっているため、これ以上やりませんとなる。ここも実際は、南側に幅の広い緑地を取ってもらっているため、ここに十分に中高木を植えても、枝の選定をしなくて済む状況にある。樹種を考えていただきますと、いい緑化が出来るスペースは取られている。こういうスーパーあるいは薬局など、安く物を売られるような店舗が最近どんどん出てきている。昔はもっと中高木を計画していたが、それが全くやる必要は無いという意識に変わってしまっているため、これを何とかしたいということで、これまでのこういう協議会などでは少し表現をきつくお願いしてきました。しかしながら、全く応じていただけない状態があります。これは何とかしたいと考えているが、いかがでしょうか。やらなきゃいけないという方向に持っていけないかと考えている。(福永委員：開発景観課)

→緑化といった場合は、樹木を植えるのが基本的には緑化というふうに私も認識している。ただ、芝生も緑化の一部である。芝生の申請が多く上がってきているが、今後、基本的に樹木が植えられる場所、中木、小木、スペースによって違ってくるが、芝生を申請してきた場合は、出来るだけ樹木に変えていただけないか、話をしていきたいと考えている。(吉本委員：緑保全課)

● 13頁の資料5のバス停移設について、上下どちらが移設後の図面か。(古庄委員：交通政策総室)

→下が移設後の図面となっている。(事務局)

● バス停を移設した場所について、車両の出入が出来る状態か、それとも出来ない状態か。(古庄委員：交通政策総室)

→バス停移設に関しては、設置者より、交通管理者である警察、東部土木センター、熊本バスと協議を行った結果、この場所に移設することになったと報告を受けている。(事務局)

● 止まれの停止線があるこの部分で車両を乗入れさせることになっていると思うが、その右側の上の方に駐車場があるが、そこから直接的に出入出来るような構造ではないと判断してよろしいか。(古庄委員：交通政策総室)

→直接的に乗り入れすることは出来ないようになっている。(事務局)

- バス停の安全性は確保出来ているという考えでよろしいか。（古庄委員：交通政策総室）

→はい。（事務局）

- 店舗内の歩行者の安全性の確保について、図面を見て驚いたが、例えば、大型店のコンペなどある場合、そういう時は歩行者の事を考えた図面が出てくるが、それが一般的と思っていた。駐車場スペースで必要なものもあるが、車中心の配置計画となっている。実際は、こう車がいっぱい止まることは無いので、歩行者は間をぬって行く。基本的に、歩行者は最短距離であるため、車が止まっている場合は車の間を通り抜けてという感じである。もう少し歩行者のことを配慮していただけたらと思っている。歩行者専用ルートは2ヶ所あるが、西側の入口のところも最短距離で歩行者のルートが確保されるとよいと思う。（磯田委員：熊本高等専門学校教授）
→磯田先生からいただきましたご指摘につきましては、留意事項の（2）に書かせていただきまして、出入口で人や車両が交錯する危険がありますので、交通整理員の常時配置を求めていくことや歩行者の安全確保に努めていただくよう書かせていただいているところ。また、本案件につきましては、資料としては出していないが、留意事項の（6）に書かせていただいているが、地域の方からも通学路などもあることから、協定書の締結をされている。今後、ガイドラインに基づく、地域貢献協議会も設置される予定であり、そういった意見が地元の方から出されれば、当然、市としても、設置者に対しては真摯に、構造変更までは難しいまでも、求めていきたいと考えている。（事務局）
- 留意事項の（8）に関して、当該店舗は5,000㎡以上の特定大型店に該当するため、開店後2年間の協議会設置について対象になってくる。特に、協議会設置について配慮するよう留意事項に付け加えてはいかがか。（伊藤委員：県商工振興金融課）
→開店後の地域貢献協議会設置について、留意事項に反映させたい。（事務局）

〔総括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として委員の指摘内容を踏まえ、設置者へ通知する。

2 次回開催予定について

〔開催予定時期〕平成25年5月下旬

〔協議事項〕「ダイレックス九品寺店」・「(仮称)ドラッグコスモス野中店」・「(仮称)ドラッグコスモス下碓川店」に対する意見について